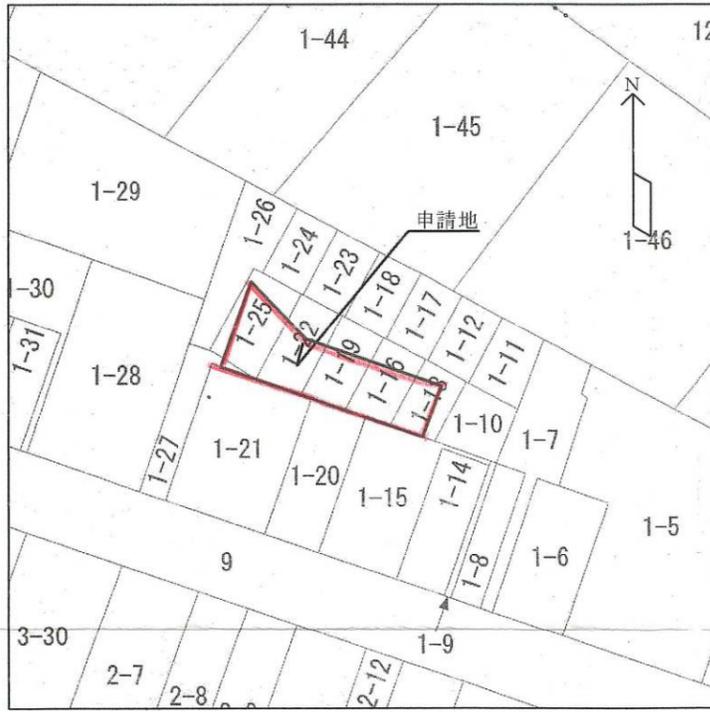


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。

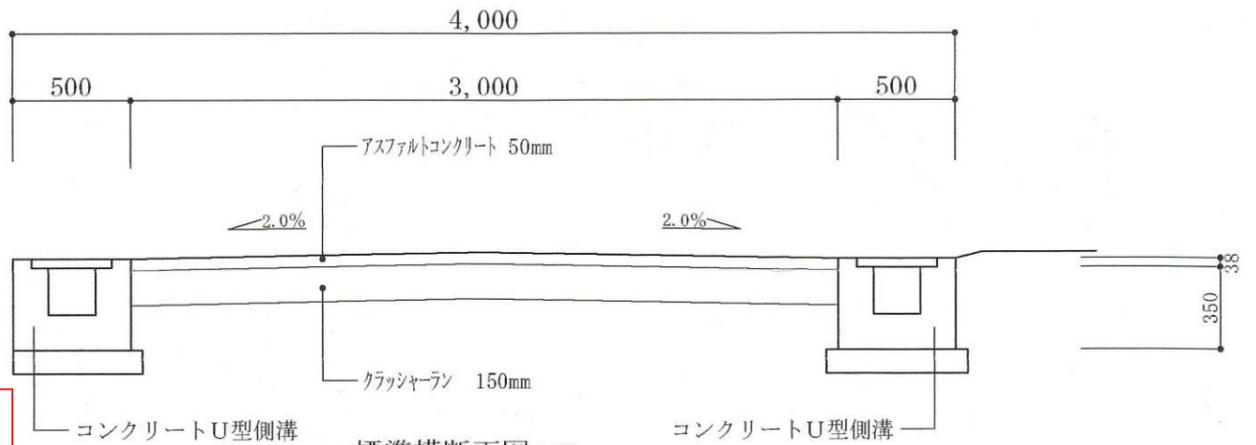
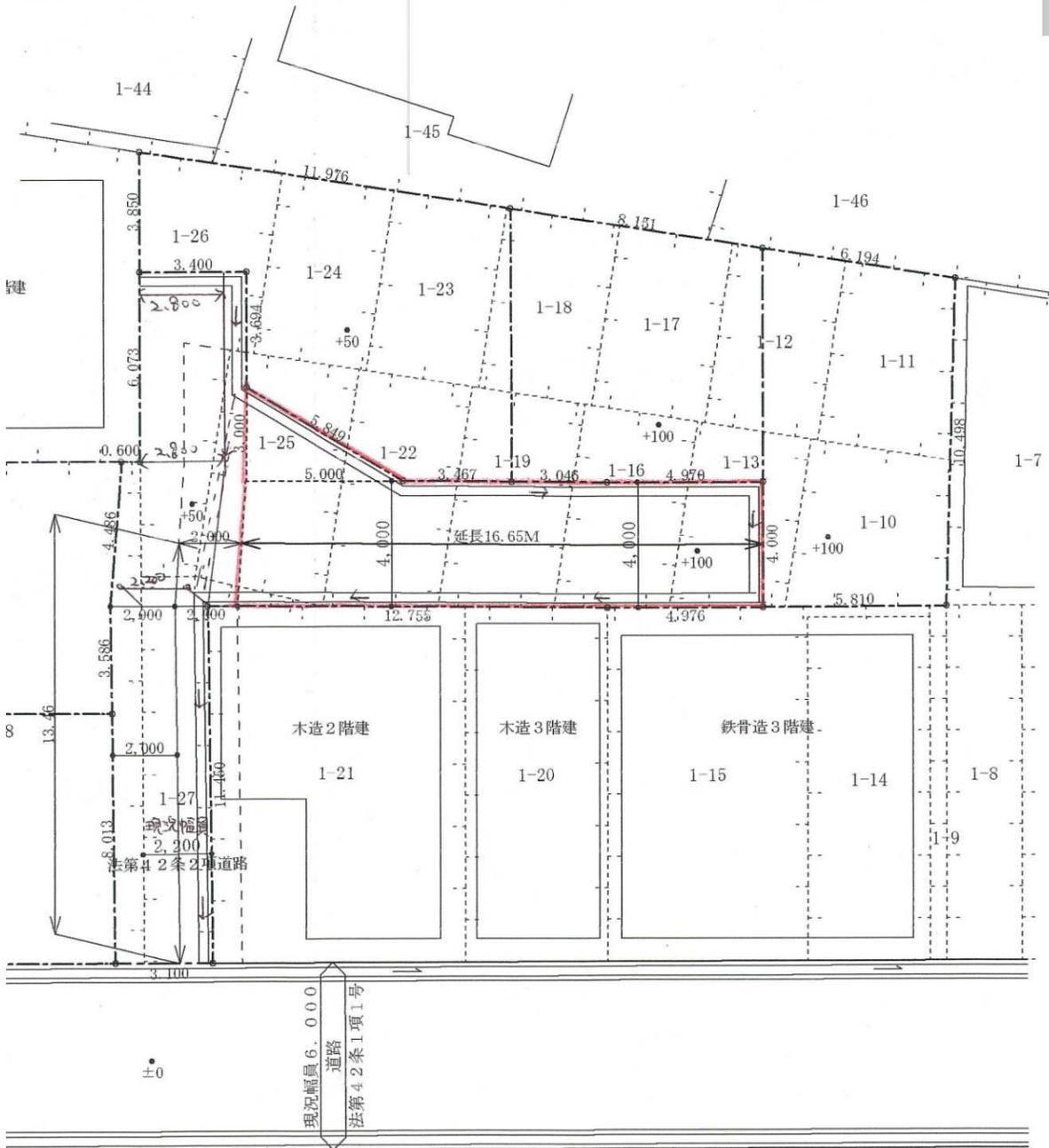


取図 1/1,500



字限図

平成19年1月16日  
 神戸地方裁判所にて  
 株式会社大谷建築設計事務所



標準横断面図1/30

・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。